

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

障がいのある人の個人の尊厳が守られて日常生活及び社会生活を営むことができるよう、平成18年度の障害者自立支援法の施行に伴い、市町村及び都道府県に対して障がい福祉計画の作成によりサービス提供体制を計画的に整備する仕組みが導入されました。

その後の平成23年には障害者基本法が改正され、発達障がい者や難病患者等が障がい福祉サービスの対象となることが法律上明記され、利用者負担について応能負担を原則とするほか、相談支援の充実、障がい児支援の強化、地域における自立した生活のための支援の充実などの方向性が打ち出されました。

さらに、平成24年には、障害者自立支援法に代わる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」と称する）が制定されました。その後、平成28年には障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正が行われ、障がい者が自らの望む地域生活を実現するための支援の充実や、障がい児支援に対するニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実が規定されました。その結果、障害児通所支援、障害児相談支援の提供体制を整備し、それらの円滑な実施を確保するため、障がい児福祉計画の作成が義務づけられることとなりました。

本市ではこのような経過を踏まえ、子どもから大人まで、地域において障がいのある人が生活する上で必要とする福祉サービスや相談支援、地域生活支援のためのサービスが計画的に提供されるよう、計画期間における各年度のサービス需要量を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるために障害福祉計画及び障害児福祉計画を併せて策定します。

2 計画の位置づけと計画期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法に規定される障がい福祉計画と児童福祉法に規定される障がい児福祉計画を一体的に策定するものです。

●障がい福祉計画と障がい児福祉計画の内容等

	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法令	障害者総合支援法第88条	児童福祉法第33条の20
計画の性格	サービス提供等の具体的な実施計画	サービス提供等の具体的な実施計画
計画の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項 ●各年度における指定障がい福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み ●地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等	<ul style="list-style-type: none"> ●障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項 ●各年度における指定通所支援の種類ごとの必要な見込み量 等

なお、障がい者施策の推進にあたり、市町村が策定しなければならない基本計画である、「鹿嶋市障がい者福祉計画」が本計画の上位計画となります。

●参考：障がい者計画の内容等

	鹿嶋市障がい者福祉計画
根拠法令	障害者基本法第11条第3項
計画の性格	障がい者施策全般の基本的指針を定める中長期的視点からの分野横断的な総合計画
計画の内容	保健、医療、福祉、雇用、教育、就労、啓発・広報など障がい者に関するあらゆる分野の施策について定めるもの

(2) 計画期間

第5期鹿嶋市障がい福祉計画・第1期鹿嶋市障がい児福祉計画の計画期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

●障がい福祉計画・障がい児福祉計画の計画期間

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	...
鹿嶋市障がい者福祉計画	第1期					第2期							
鹿嶋市障がい福祉計画	第2期		第3期			第4期			第5期				
鹿嶋市障がい児福祉計画										第1期			
国の計画	障害者基本計画(第2次) (H15年度～24年度)					障害者基本計画(第3次) (H25年度～29年度)				障害者基本計画(第4次) (H30年度～34年度)			

3 計画の対象

本計画の主たる対象は、「障害者基本法」第2条、「障害者総合支援法」第4条に規定する「障害者」及び「障害児」とします。

具体的には、身体障がい、知的障がい、精神障がいに加えて、難病（国の指定する特定疾患医療給付対象者）、高次脳機能障がい、発達障がいなどの障がいがある人です。ただし、具体的事業の対象となる障がい者の範囲は、個別の法令等の規定によりそれぞれ限定されます。

【障害者基本法】

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

【障害者総合支援法】

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるものをいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。

4 計画の策定体制

(1) 鹿嶋市地域自立支援協議会（計画策定委員会）

学識経験者、障がい者団体、保健・福祉・医療関係者、民生委員児童委員、地域住民代表者、及び関係行政機関（教育・雇用関係機関、障がい者関係団体、相談支援事業者、福祉サービス事業者）等により構成された鹿嶋市地域自立支援協議会を計画策定委員会と位置づけ、事務局（生活福祉課）が作成した計画案についてご審議いただき、最終的な計画内容を決定しました。

(2) パブリックコメント

平成30年2月19日から3月12日までの期間を設け、計画案の内容等を公表するパブリックコメントを実施し、本計画に対する市民からの意見を広く募りました。ご意見は特にありませんでした。